

住宅火災をなくすためにあなたにできること



市では平成 21 年 6 月 1 日より、すべての住宅に住宅用防災警報器の設置が義務化されています。

平成 24 年中の全国の建物火災では死者は 1,323 人、そのうち住宅火災では 1,017 人の尊い人命が奪われており、その割合は実に 76.9% に達します。また、住宅火災の死者数の 65 歳以上の方は 677 人で 66.6%、3 人に 2 人の割合を占めています。(放火自殺者等を除きます)

なお、火災による死者の大半の方は「逃げ遅れ」によるものといわれ、火災の早期発見、初期の消火が大変重要です。

昨年、本市での住宅火災は 18 件発生し、うち住宅用火災警報器が設置されていたのは 11 件、設置率は 61.1% でしかなく、設置義務化後 4 年たった現在でも約 3 件に 1 件は、まだ設置していませんでした。

住宅用防災機器を設置し、維持管理を行うことにより未然に火災を防ぎ、被害を最小限に抑えましょう。

住宅用火災警報器の一例

(就寝する部屋が二階にあれば、階段部分にも煙感知式の設置が義務付けされています)



天井取付け型 煙感知式
煙を感知すると知らせるもの

壁掛け型 熱感知式
熱を感知すると知らせるもの

天井取付け型 連動型警報器
1 台の警報器が火災を感知すると接続された警報器が知らせるもの

熱感知式のものには設置義務はありません。設置する場合は比較的多く火を使用する台所などに適しています。

住宅用火災警報器に、住宅用スプリンクラー設備や消火器・エアゾール式簡易消火具を備えておくことさらに安心です。

住宅用スプリンクラー設備の一例

消火器・エアゾール式簡易消火具の一例



消防本部 予防課
☎ 22 - 0119 (代)
市消防本部
ホームページへ

口座振替のご利用を!

- ◇ 受付窓口 市役所、各総合支所、各支所・出張所、取扱金融機関
- ◇ 用意するもの 取引金融機関の通帳、通帳届出印
- ◇ 利用できる金融機関 市内の金融機関の本・支店とゆうちょ銀行および佐野信用金庫
- ※ ゆうちょ銀行をご利用の方は、最寄りの郵便局へ直接申し込みください。
- ※ 申込日の翌月末以降の納期から振替を開始します。
- ※ 国民健康保険税を口座振替利用の方で、後期高齢者医療保険に変更になった方は、改めて申込が必要ですが、本収税課 ☎ 21・2132

愛の献血にご協力を

- 7 月 31 日(金) 9 時 30 分～16 時(12 時～13 時を除く)、市役所本庁舎で献血を行います。
- ※ 献血手帳、献血カードをお持ちの方は、お持ちください。
- 本健康増進課 ☎ 25・3511

インターネットで公売

市税の収入確保と納税の公平性を図るため、ヤフーのインターネットオークションで公売を実施します。◆ 参加申込期間 7 月 5 日(金) 13 時～19 日(金) 23 時

キャリアカウンセラー相談会

求職者の個々人の経歴や能力、興味から、最適な職業の発見や個人のキャリア

健康・スポーツ なんでも相談

腰痛・肩こり・メタボ・高血圧・生活習慣病等でお悩みの方、スポーツドクターがなんでも相談にのります。

本商工観光課 ☎ 21・2504

渡良瀬の里 ☎ 62・1635

119番通報の仕方

119番通報は消防本部通信指令センターにつながります。(栃木市消防です。火事ですか? 救急ですか?)

☆『火事です』『救急です』(住所・場所を教えてください。近くに目標となるものがありますか?)

☆『栃木市〇〇町〇〇番地です。近くに〇〇商店があります。』

場所がわかればあなたの119番通報中に消防車や救急車は出動します。大切な財産・尊い命を守るため、大切なことは通報しているあなたが冷静になることが絶対条件です。あせらずに落ち着いて状況を知らせてください。

「消すまでは ころの警報 ONのまま」市消防本部通信指令課 ☎ 22 - 0119 (音声ガイダンス後 6 番)

市町村税徴収強化月間 2013 夏

◎県下一斉の取組 納税の公平と徴収の確保を図るため、7 月～8 月を「市町村税徴収強化月間 2013 夏」として、県との協働により、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◎滞納解消に向けた取組 滞納処分を受けられないよう、滞納期間中の自主的な納付をお願いいたします。

◎滞納解消へ向け、次の金融機関・生命保険会社・

いる大多数の皆さんとの公平性を欠き、督促状の送付などの経費に余分な税金を課することになります。市では収入や財産がありながら市税を納付しない滞納者に対する滞納処分(差押えなど)を強化していきます。

◎滞納相談 市税などを納期限までに納めることが困難な方の相談。

◎滞納相談 市税などを納期限までに納めることが困難な方の相談。

◎滞納相談 市税などを納期限までに納めることが困難な方の相談。

◎滞納相談 市税などを納期限までに納めることが困難な方の相談。

◎滞納相談 市税などを納期限までに納めることが困難な方の相談。

保険税(料)の納税(入)通知書が送付されます

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書等が下表の通り送付されます。

○7 月 31 日は、普通徴収(納付書・口座振替での納付)第 1 期の納期限です。納付をお願いします。

○年度途中で 75 歳をむかえ国民健康保険から後期高齢者医療保険に移った方は、4 月から誕生月の前月分までを国民健康保険税として、それ以後を後期高齢者医療保険料として納めます。納期の関係から同じ時期に両方を納めていただくことがあります。保険税(料)が重複しているわけではありません。

○特別徴収(年金からの引落とし)の方は、口座振替に変更できます。(介護保険料は除く)希望される方は、振替口座の通帳と通帳の届出印をお持ちのうえ、下記で手続きください。

◆手続き・問合せ先

- 本 市民税課 ☎ 21 - 2123
- 都 税務課 ☎ 29 - 1101
- 大 税務課 ☎ 43 - 9208
- 西 地域まちづくり課 ☎ 92 - 0304
- 藤 税務課 ☎ 62 - 0902

送付されるもの	対象者	内容	送付時期
納税(入)通知書	普通徴収(納付書・口座振替)で納める方 ※ 10 月から特別徴収(年金からの引落とし)が始まる方を含む	・年間の保険税(料)額 ・期別の保険税(料)額	7 月 12 日(金)
特別徴収開始通知書	特別徴収(年金からの引落とし)で納める方 ※ 既に特別徴収になっている方と 10 月から特別徴収が始まる方	・年間の保険税(料)額 ・年金支払月別の保険税(料)額 ・来年度 4・6・8 月の保険税(料)額	9 月 30 日(月)
変更納税(入)通知書	7 月以降に国民健康保険に加入する方、65 歳(介護保険)または 75 歳(後期高齢者医療保険)をむかえる方	・加入月(誕生月)から年度末(3 月)までの月割りの保険税(料)額 ・期別の保険税(料)額	概ね加入月(誕生月)の翌月

渡良瀬の里 開館時間延長

4 月から開館時間を延長しています。

▽土曜日 9 時 30 分～20 時

▽その他の曜日 9 時 30 分～17 時

食堂オープン

休止されていた渡良瀬の里館内食堂が、5 月 17 日からオープンしました。食堂のみのご利用も大歓迎です。

渡良瀬の里 ☎ 62・1635